

藤枝市集会所設置費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、藤枝市内の地域住民の自治意識の向上及び生活文化の振興を推進するため、集会所を設置する町内会、自治会又はその他の地縁による団体に対し予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、藤枝市補助金等交付規則（平成17年藤枝市規則第2号）及びこの要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 集会所 地域住民の親睦を深め、生活文化の向上と健康の増進を積極的に推進する集会施設をいう。
- (2) 簡易老人憩いの家 高齢者が生きがいを高めるため、いつでも気軽に利用できる施設をいう。
- (3) 設置 集会所を新築、改築、購入、増築、修繕及び耐震補強をすることをいう。
- (4) 新築 新たに建物を建築することをいう。
- (5) 改築 既存の建物を取り壊し、新たな建物を建築することをいう。
- (6) 購入 既存の建物及び簡易老人憩いの家の備品を新たに購入すること（購入後に行う必要な改造を含む。）をいう。
- (7) 増築 既存の建物の床面積を増加させて建築することをいう。
- (8) 修繕 建物の維持管理上必要と認められる補修で、改築の程度に至らないものをいう。
- (9) 耐震補強計画 昭和56年5月31日以前に建築された集会所及び同日において工事中であった集会所のうち、藤枝市既存建築物耐震性向上事業費補助金交付事務処理要領（平成11年9月6日付け藤建第209号）第5条の規定により行われた耐震診断の結果に基づき、木造の場合は耐震評点を1.0以上に、非木造の場合は $I_s/ET \geq 1.0$ にするための、補強計画の作成をいう。
- (10) 耐震補強工事 耐震補強計画に基づき、木造の場合は耐震評点を1.0以上に、非木造の場合は $I_s/ET \geq 1.0$ にするための、補強工事をいう。

(補助の対象及び補助額)

第3条 補助の対象及び金額は、別表1及び別表2に定めるところによる。ただし、その額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

(補助の特例)

第4条 前条の規定にかかわらず、特別の事由により、市長が特に必要と認めた集会所に対する補助については、別に定める。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、別に定める日までに、次に掲げる書類を添えて藤枝市集会所設置費補助金交付申請書（第1号様式）を提出しなければならない。

- (1) 集会所事業計画書（第2号様式）
- (2) 収支予算書（第3号様式）
- (3) 位置図及び配置図
- (4) 設計図（新築、改築の場合）
- (5) 施工業者の見積書の写し又は売買契約書（案）
- (6) 資金状況調べ（概算払の承認申請をする場合に限る。）
- (7) 耐震補強計画の場合にあっては、耐震診断結果報告書及び耐震補強計画の作成を

行う者が静岡県耐震診断補強相談士認定制度要綱（平成13年7月23日付け住安第196号建築安全推進室長通知）に基づく静岡県耐震診断補強相談士又はこれと同等の知識を有する者であることを証する書類

- (8) 耐震補強工事の場合にあつては、耐震補強計画書及び耐震診断結果報告書
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 概算払の承認を得ようとする場合には、交付申請の際、併せて申請しなければならない。

（交付の決定）

第6条 市長は、補助金の交付申請があつた場合は、当該申請書に係る事業（以下「補助事業」という。）の内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、藤枝市集会所設置費補助金交付決定通知書（第4号様式）により通知する。

（交付の条件）

第7条 交付の決定に際しては、次に掲げる事項を条件とする。

- (1) 補助事業の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ市長の承認を得なければならないこと。ただし、集会所の新築、改築以外の事業で交付決定額の20パーセント以内の軽微な変更については、この限りでない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合には、あらかじめ市長の承認を得なければならないこと。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならないこと。
- (4) 補助事業（集会所の新築、改築に限る。）により取得し、又は効用の増加した財産（1件当たりの取得価格が50万円未満の機械及び器具を除く。）については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産については、市長が別に定める期間）内において、市長の承認を受けずに、補助の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。
- (5) 市長の承認を受けて(4)の財産を処分することにより収入があつた場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがあること。
- (6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。
- (7) 補助金に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後、5年間保管しなければならないこと。

（変更承認）

第8条 補助事業者は、補助事業の変更承認を受けようとするときは、次に掲げる書類を添えて事業計画変更承認申請書（第5号様式）を市長に提出しなければならない。

- (1) 変更事業計画書（第6号様式）
- (2) 変更収支予算書（第7号様式）
- (3) 変更資金状況調べ（概算払の変更承認を得ようとする場合に限る。）
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、補助事業の変更承認申請があつた場合は、内容を審査し、変更の承認をするときは、事業計画変更承認書（第8号様式）により通知するものとする。

（実績報告）

第9条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、事業の完了した日から起算して、20日を経過した日又は補助金の交付決定のあつた日の属する年度の3月末日の

いずれか早い日までに実績報告書（第9号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

- (1) 収支決算書（第10号様式）
- (2) その他市長が必要と認める書類
（補助金額の確定）

第10条 市長は、前条の報告を受けた場合においては、その報告に係る補助事業の成果が補助金交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを審査し、必要に応じ現地調査し、適合すると認めるときは、藤枝市集会所設置費補助金交付確定通知書（第11号様式）により通知するものとする。
（請求）

第11条 補助事業者は、前条の通知を受領した日から起算して14日を経過した日までに藤枝市集会所設置費補助金交付請求書（第12号様式）を提出しなければならない。

2 市長が、概算払の承認をした場合には、概算払請求書（第13号様式）により補助金の交付を請求することができる。

附 則（平成17年4月1日藤枝市告示第52号）

この告示は、公示の日から施行し、平成17年度分の補助金から適用する。

附 則（平成23年3月31日藤枝市告示第86号）

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日藤枝市告示第51号）

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月31日藤枝市告示第59号）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日藤枝市告示第40号）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成29年11月1日藤枝市告示第254号）

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年1月5日藤枝市告示第3号）

1 この告示は、公示の日からする。

2 この告示の施行の際現にこの要綱による改正前の要綱の規定に基づいて作成されている用紙は、この告示による改正後の要綱の規定にかかわらず、当分の間、調製して使用することができる。

附 則（平成31年2月20日藤枝市告示第32号）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和3年 月 日藤枝市告示第 号）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表1（第3条関係）

補助の対象	補助の金額
集会所の新築、改築又は購入に係る経費 （別表2に掲げる経費を除く。）	対象経費の3分の1以内とし、800万円又は設置者の構成員の属する世帯数に1万円を乗じて得た額に600万円を加えて得た額のいずれか多い額とする。ただし、生涯学習の推進を図るための機能又は健康づくりの推進を図るため

	<p>の機能（常設で30㎡以上の部屋を有するものに限る。）を有する場合は、当該限度額に200万円を加えて得た額を、新築に際し、当初予見できなかった敷地に生じた問題を解決するために要する経費で、市長が特に必要と認める場合については、当該限度額に、敷地に生じた問題を解決するために要する経費の3分の1以内の額又は400万円のいずれか少ない額を加えた額を限度とする。</p>
<p>簡易老人憩いの家の新築、改築又は購入に係る経費 （別表2に掲げる経費を除く。）</p>	<p>設置者の構成員の属する世帯数に1千円を乗じて得た額に200万円を加えた額と、実際に要した額のいずれか少ない額とする。ただし、新築に際し、当初予見できなかった敷地に生じた問題を解決するために要する経費で、市長が特に必要と認める場合については、当該限度額に、敷地に生じた問題を解決するために要する経費の3分の1以内の額又は400万円のいずれか少ない額を加えた額を限度とする。</p>
<p>集会所と簡易老人憩いの家の併設した新築、改築又は購入に係る経費 （別表2に掲げる経費を除く。）</p>	<p>対象経費（簡易老人憩いの家に係る分を除く。）の3分の1以内とし、800万円又は設置者の構成員の属する世帯数に1万円を乗じて得た額に600万円を加えて得た額のいずれか多い額に、設置者の構成員の属する世帯数に1千円を乗じて得た額に200万円を加えた額と、実際に要した額のいずれか少ない額を加えた額とする。ただし、生涯学習の推進を図るための機能又は健康づくりの推進を図るための機能（常設で30㎡以上の部屋を有するものに限る。）を有する場合は、当該限度額に200万円を加えて得た額を、新築に際し、当初予見できなかった敷地に生じた問題を解決するために要する経費で、市長が特に必要と認める場合については、当該限度額に、敷地に生じた問題を解決するために要する経費の3分の1以内の額又は400万円のいずれか少ない額を加えた額を限度とする。</p>
<p>集会所の増築又は修繕に係る経費 （別表2に掲げる経費を除く。）</p>	<p>対象経費の3分の1以内とし、当年度、前年度及び前々年度に、この要綱により交付を受けた補助金と、当年度、前年度及び前々年度に、藤枝市地域防災拠点施設整備事業補助金交付要綱（平成27年藤枝市告示第39号）に基づいて、交付決定を受けた額の合計額を100万円から控除して得た額を限度とする。ただし、簡易老人憩いの家の部分を併設している場合であって、その部分を併せて増築又は修繕したときは、当該限度額に100万円を加えた額を限度とする。</p>
<p>簡易老人憩いの家の増築又は修繕に係る経費 （別表2に掲げる経費を除く。）</p>	<p>対象経費の2分の1以内とする。ただし、当年度、前年度及び前々年度の補助金の合計額が、100万円を超えるときは、100万円から前年度及び前々年度の補助金の合計額を控除して得た額を限度とする。</p>

耐震補強計画	耐震補強計画の作成に要する経費の3分の2以内とし、木造集会所については20万円、非木造集会所については120万円を限度とする。
耐震補強工事	耐震補強工事に要する経費の3分の1以内とし、300万円を限度とする。
簡易老人憩いの家の備品購入に係る経費	対象経費の2分の1以内とし、当年度及び前4か年度の補助金の合計額は、50万円を限度とする。

別表2（第3条関係）

補助対象外経費
<p>(1)土地の購入及び借入れに要する経費</p> <p>(2)造成、地盤改良及び外溝工事に要する経費（ただし、新築に際し、当初予見できなかった敷地に生じた問題を解決するために要する経費で、市長が特に必要と認める場合については除く。）</p> <p>(3)植栽に要する経費</p> <p>(4)解体撤去に要する経費</p> <p>(5)工事及び購入の手續に要する経費及び事務に要する経費</p> <p>(6)備品購入に要する経費（簡易老人憩いの家の備品は除く）</p> <p>(7)設計費及び測量試験費</p>

第1号様式（第5条関係）

年 月 日

藤 枝 市 長

様

集 会 所 の 名 称

自治会・町内会名

代 表 者 の 住 所

代 表 者 の 役 職 名

代 表 者 の 氏 名

（電話番号 ー ）

藤枝市集会所設置費補助金交付申請書

年度において、集会所を設置したいので藤枝市集会所設置費補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

なお、交付決定のうえは、概算払されるようあわせて申請します。

記

1 補助金交付申請額 円

2 概算払の承認

（1）金 額 円

（2）理 由

（3）時 期 年 月 日まで

3 添付書類

（1）集会所事業計画書（第2号様式）

（2）収支予算書（第3号様式）

（3）位置図及び配置図

（4）設計図（新築、改築の場合）

（5）施工業者の見積書

（6）その他（写真など）

第2号様式（第5条関係）

集 会 所 事 業 計 画 書

<p>集 会 所 の 名 称</p>	
<p>代 表 者</p>	
<p>設 置 場 所 (設 置 予 定 地)</p>	<p>所在地番 藤枝市 地 目 地積 m² 住 所 藤枝市 所有者 氏 名</p>
<p>設 置 建 物 (新築、改築又は購入の 場合は予定建物、増築 又は修繕の場合は従前 建物により記入する。)</p>	<p>構 造 床 面 積 1 階 m² (集会所部分 m²) 2 階 m² (集会所部分 m²) 計 m² (集会所部分 m²)</p>
<p>事 業 の 概 要 (明細は別紙のこと)</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 事業の種別 (新築、購入、増築、改築、修繕、耐震補強計画、耐震補強工事) • 内容程度 (増面積等) • 工事(事業)請負業者 • 工 期 年 月 日から 年 月 日まで • 工事(事業)費概算 円 • 収容人数 人 • 土地購入予定価格 円 • その他参考事項

第3号様式（第5条関係）

収 支 予 算 書

収入の部

費 用	予 算 額	備 考
藤枝市補助金	円	
計		

支出の部

費 用	予 算 額	備 考
	円	
計		

第 号
年 月 日

様

藤 枝 市 長

藤枝市集会所設置費補助金交付決定通知書

年 月 日付け申請のあった藤枝市集会所設置費補助金の交付については、
適当と認め、次のとおり交付額を決定したので通知します。

なお、概算払いについても、あわせて承認します。

記

- 1 補助金の交付決定額 円
- 2 交 付 の 条 件
藤枝市補助金等交付規則及び藤枝市集会所設置費補助金交付要綱を遵守すること。
- 3 概 算 払 い 承 認
 - (1) 金 額 円
 - (2) 時 期 年 月 日 頃

第5号様式（第8条関係）

事業計画変更承認申請書

年 月 日

藤枝市長 様

集会所の名称
自治会・町内会名
代表者の住所
代表者の役職名
代表者の氏名
(電話番号 ー)

年 月 日付け 第 号により補助金の交付決定を受けた集会所設置事業の計画を次のとおり変更したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

1 計画変更の理由

2 変更の内容

3 補助金額の変更

(1) 変更後	円
(2) 変更前	円
(3) 差引額	円

4 概算払の変更承認申請

(1) 時期	
(2) 金額	円
(3) 理由	

第6号様式（第8条関係）

変更事業計画書

<p>集会所の名称</p>	
<p>代表者</p>	
<p>設置場所 (設置予定地)</p>	<p>所在地番 藤枝市 地目 地積 m² 住所 藤枝市 所有者 氏名</p>
<p>設置建物 (新築、改築又は購入の 場合は予定建物、増築 又は修繕の場合は従前 建物により記入する。)</p>	<p>構造 床面積 1階 m² (集会所部分 m²) 2階 m² (集会所部分 m²) 計 m² (集会所部分 m²)</p>
<p>事業の概要 (明細は別紙のこと)</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 事業の種別 (新築、購入、増築、改築、修繕、耐震補強計画、耐震補強工事) • 内容程度 (増面積等) • 工事(事業)請負業者 • 工期 年 月 日から 年 月 日まで • 工事(事業)費概算 円 • 収容人数 人 • 土地購入予定価格 円 • その他参考事項

注：変更部分を朱書すること。

第7号様式（第8条関係）

変 更 収 支 予 算 書

収入の部

費 用	予 算 額（変更前）	予 算 額（変更後）	備 考
藤枝市補助金	円	円	
計			

支出の部

費 用	予 算 額（変更前）	予 算 額（変更後）	備 考
	円	円	
計			

第8号様式（第8条関係）

事業計画変更承認書

第 号
年 月 日

様

藤枝市長

印

年 月 日付け申請のあった 年度集会所設置事業の事業計画変更については、次のとおり承認したので通知します。

1 承認の内容

2 補助金額の変更承認

- | | |
|---------|---|
| (1) 変更後 | 円 |
| (2) 変更前 | 円 |
| (3) 差引額 | 円 |

3 概算払の変更承認

- | | |
|--------|---|
| (1) 時期 | |
| (2) 金額 | 円 |
| (3) 理由 | |

実績報告書

集会所の名称	
設置場所	所在地番 藤枝市 地 目 地積 m ² 所有者 住所 藤枝市 氏 名
設置建物	構 造 床面積 1階 m ² (集会所部分 m ²) 2階 m ² (集会所部分 m ²) 計 m ² (集会所部分 m ²)
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> • 事業の種別 (新築、購入、増築、改築、修繕、耐震補強計画、耐震補強工事) • 内容程度 (増面積等) • 工事(事業)請負業者 • 工 期 年 月 日から 年 月 日まで • 完成日 年 月 日 • 工事(事業)費 円 • 土地購入価格 円 • その他参考事項

上記のとおり報告します。

年 月 日

藤 枝 市 長 様

自治会・町内会名
 代表者の住所
 代表者の役職名
 代表者の氏名

第10号様式（第9条関係）

収 支 決 算 書

収入の部

費 用	予 算 額	決 算 額	備 考
藤枝市補助金	円	円	
計			

収出の部

費 用	予 算 額	決 算 額	備 考
	円	円	
計			

第11号様式（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

藤枝市長

印

藤枝市集会所設置費補助金交付確定通知書

年 月 日付け 第 号により決定した 年度集会所設置費補助金について、次のとおり確定します。

1 補助金交付決定額 円

2 交付確定額 円

第12号様式（第11条関係）

年 月 日

藤 枝 市 長 様

集会所の名称
自治会・町内会名
代表者の住所
代表者の役職名
代表者の氏名

印

藤枝市集会所設置費補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付の確定を受けた藤枝市集会所設置費補助金を請求します。

記

1 補助金交付請求額 円

金融機関名・店名	
<input type="checkbox"/> 座 種 別 <input type="checkbox"/> 座 番 号	
フリガナ 名 義	

第13号様式（第11条関係）

概算払請求書

金

円

ただし、 年 月 日付け、 第 号により補助金交付の決定を受けた
藤枝市集会所設置費補助金として、上記のとおり請求いたします。

年 月 日

藤 枝 市 長 様

集会所の名称
自治会・町内会名
代表者の住所
代表者の役職名
代表者の氏名

印

1 口座振込先金融機関名

銀行
信用金庫
JA大井川

支店

2 口座名義

3 口座種別・口座番号

普通・当座 口座番号